

議案第77号

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

葛飾にいじゅくみらい公園を新設するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

葛飾区立公園条例（昭和33年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「別表第2の範囲内において葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める使用料を」を「葛飾区行政財産使用料条例（昭和42年葛飾区条例第32号）第2条第1項の規定を準用して算出する額を使用料として」に改め、同条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 前項の規定により使用料を算出する場合において、使用する土地又は公園施設の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。
- 3 第1項の規定により使用料を算出する場合における使用期間の月数は、使用を始める日の属する月から使用が終わる日の属する月までの月数とする。
- 4 前3項の規定により算出した使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる（当該使用料が建物の使用に係るものであるときは、当該建物について算出した額から1円未満の端数を切り捨てた額に当該建物の敷地について算出した額から1円未満の端数を切り捨てた額を合算する）ものとする。

第11条第2項中「規則で」を「葛飾区規則（以下「規則」という。）で」に改める。

第22条の2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第1に次のように加える。

葛飾にいじゅくみらい公園	〃 新宿六丁目3番2号 〃 新宿六丁目3番20号
--------------	-----------------------------

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 削除

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 8 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた使用及び施行日前に許可を受けた使用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る使用について適用する。